

○環境省令第十号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十三日

環境大臣 西村 明宏

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。  
（通商産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていかないものは、これを新たに追加する。

	改	正	後	
	(解体等工事に係る調査の方法)			
第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。				第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。
一 (略)				一 (略)
二 解体等工事 (特定建築材料が使用されているおそれがあるものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物に係る工事にあつては、塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。) に係る前号に規定する調査 (前号ただし書に規定する場合を除く。) については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、当該調査を行なうために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、当該解体等工事の自主施工者である個人 (解体等工事を業として行う者を除く。) は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないものののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。			二 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査 (前号ただし書に規定する場合を除く。) については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人 (解体等工事を業として行う者を除く。) は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないものののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。	
三 (略)				三 (略)

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

一・二 (略)

三 工作物 (第十六条の五第二号の環境大臣が定める工作物に限る。) を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

一・二 (略)

三 工作物 (特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。) を解体し、改  
造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作  
業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

2 ～ 4 (略)

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

一・二 (略)

三 工作物 (特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。) を解体し、改  
造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作  
業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

2 ～ 4 (略)



解体の作業の対象となる床 面積の合計	名稱	専門
解体、改修又は補修の作業 の請負代金の合計		
解体費を含めた年月日	年 月 日	
表面による調査及び自規に する調査を行った者	氏 名 講習会場機関の 名稱	(一社・特定・二社連携・その他)
各自による調査を行つた箇所 の箇名及び所属する機関又 は法人の名稱		

解体の作業の対象となる床 面積の合計	名稱	専門
解体、改修又は補修の作業 の請負代金の合計		
解体費を含めた年月日	年 月 日	
表面による調査及び自規に する調査を行つた者	氏 名 講習会場機関の 名稱	(一社・特定・二社連携・その他)
各自による調査を行つた箇所 の箇名及び所属する機関又 は法人の名稱		

解体の結果、構造物等に異常を認めない場合は、別紙の判断の基準。

建 築 材 料 の 類 類	石 織	自 建	外 建	電 構	機 構	其 他
有 し	石 織	自 建	外 建	電 構	機 構	其 他
内 容	石 織	自 建	外 建	電 構	機 構	其 他
木 付 木 枝	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
保 用 材	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
通 用 熱 材	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
壁 用 断 热 材	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
耐 火 被 覆 材 (耐 火 保 存 量 を 除 き)	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
耐 火 被 覆 材 (耐 火 保 存 量 を 除 き)	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
木 付 木 枝	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
ス リ ート 板 棚	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
ス リ ート ボ ー ツ	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
電 構 用 化 煤 フ サ ー ト	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
木 付 木 枝 木 枝 第 1 種	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
押 出 形 セ メ ン ト 枝	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
セ メ ン ト マ ント 枝	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
ビ ニ ル フ ゴ ダ イ ル	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
ビ ニ ル フ ゴ ダ イ ル	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
石 破 パ ー ツ	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
ロ ナ テ ラ ー ル 破 壊 大 手 板	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
そ の 他 の 材 料	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口

解体の結果、構造物等に異常を認めない場合は、別紙の判断の基準。

建 築 材 料 の 類 類	石 織	自 建	外 建	電 構	機 構	其 他
有 し	石 織	自 建	外 建	電 構	機 構	其 他
内 容	石 織	自 建	外 建	電 構	機 構	其 他
木 付 木 枝	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
保 用 材	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
通 用 熱 材	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
壁 用 断 热 材	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
耐 火 被 覆 材 (耐 火 保 存 量 を 除 き)	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
耐 火 被 覆 材 (耐 火 保 存 量 を 除 き)	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
木 付 木 枝	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
ス リ ート 板 棚	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
ス リ ート ボ ー ツ	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
電 構 用 化 煤 フ サ ー ト	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
木 付 木 枝 木 枝 第 1 種	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
押 出 形 セ メ ン ト 枝	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
セ メ ン ト マ ント 枝	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
ビ ニ ル フ ゴ ダ イ ル	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
ビ ニ ル フ ゴ ダ イ ル	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
石 破 パ ー ツ	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
ロ ナ テ ラ ー ル 破 壊 大 手 板	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口
そ の 他 の 材 料	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口	口 口 口

備考

1

解体の作業の対象となる床面積り合計の欄は建築物の解体半業を伴う建設工事の場合は、解体、改修又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改修若しくは補修作業並びに建設工事又は工作物の解体、改修若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。  
2 譲受け施設機関の名称の欄には、基準による認定及び日程による認定を行った者が、建築物石綿含有建材調査者等認定規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、一般、同表第3項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、専門、同表第4項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、二種で、専門表第5項に規定する工作物石綿含有建材調査者に該当する場合は、工作物に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施履歴の名前を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者は、その他の記入を付すことともに、これらを明らかにする事項を記載すること。

3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。  
4 事前調査の結果、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合については各箇所に印を付すこと。  
5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が該当ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。  
6 案内図には、記載しないこと。  
7 報告書の用紙の大きさは、国際、A4等やむを得ないものを除き、日本建築規格A4とすること。

備考

1

解体の作業の対象となる床面積り合計の欄は建築物の解体半業を伴う建設工事の場合は、解体、改修又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改修若しくは補修作業を伴う建設工事の場合はに記載すること。  
2 譲受け施設機関の名称の欄には、表面による認定及び日程による認定を行わせる者が、建築物石綿含有建材調査者基盤整備規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、一般、同表第3項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、専門、同表第4項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は、二種で、専門表第5項に規定する工作物石綿含有建材調査者と同等以上に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施履歴の名前を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者は、その他の記入を付すことともに、これらを明らかにする事項を記載すること。  
3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。  
4 事前調査の結果、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合については各箇所に印を付すこと。  
5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が該当ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。  
6 案内図には、記載しないこと。  
7 報告書の用紙の大きさは、国際、A4等やむを得ないものを除き、日本建築規格A4とすること。

正)

## （大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改

第二条 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令

和一年環境省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、大気汚染防止法施行規則第十六条の十一の改正規定を次のように改める。

	改 正	後	改 正	前
（解体等工事に係る調査の結果の報告）	（解体等工事に係る調査の結果の報告）	（解体等工事に係る調査の結果の報告）	（解体等工事に係る調査の結果の報告）	（解体等工事に係る調査の結果の報告）
第十六条の十一（略）	第十六条の十一（略）	第十六条の十一（略）	第十六条の十一（略）	第十六条の十一（略）
2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の七第三号並びに第十六条の八第一項第六号及び第九号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。	2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。	2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。	2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。	2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。
一（略）	一（略）	一（略）	一（略）	一（略）
二 第十六条の七第一号及び第三号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項	二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項	二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項	二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項	二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項
三（六）（略）	三（六）（略）	三（六）（略）	三（六）（略）	三（六）（略）
七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要
八（略）	八（略）	八（略）	八（略）	八（略）
3・4（略）	3・4（略）	3・4（略）	3・4（略）	3・4（略）

附  
則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年一月一日から施行する。